

相澤構成員提出資料

分 担 研 究 2

発達障害児等を支援する社会的養護関係者の研修に関する研究

主任研究者 徳地 昭男

分担研究者 相 澤 仁

平成 19 年度児童関連サービス調査研究等事業
発達障害児の支援に関する調査研究 報告書

平成 20 年 2 月

財団法人こども未来財団

主任研究者 NPO 法人青少年の自立を支える埼玉の会
徳地 昭男

連絡先：財団連絡先 (Tel.03-6402-4825

主任研究者連絡先 (Tel. 048-778-5858)

社会的養護関係職員等の研修について

B 研修のための具体的な方法

1. 新任施設職員研修

1) 実施している施設研修のモデルを提示するなどの方法により施設内教育研修における新任職員研修機能の充実を図る

2. 施設職員基本研修

3. 施設長基本研修

- 1) 各協議会・各財団法人・関係学会・その他民間非営利団体等関係団体などが実施している既存の研修会・講習会などを有効活用して、基礎的な研修の充実を図る。
- 2) 施設、団体（協議会）は研修システムの充実・強化についての行動計画を策定する。
- 3) 各団体（協議会）相互の連携・協働を図り、受講者の拡充や講師の交流及び合同研修会の実施など、研修目標が達成できるように合同で研修実施計画を策定する。

施設・団体

C 具体的な研修

各関係団体（協議会）

- ・全国乳児協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国情緒障害児短期治療施設協議会
- ・全国児童自立支援施設協議会
- ・全国児童家庭支援センター協議会
- ・全国母子生活支援施設協議会
- ・全国自立援助ホーム連絡協議会

各財団法人及び関係学会

D その他の課題

1. ケア技法（テキスト）に関する課題
2. 研修参加のための環境整備の課題
3. 子どもの権利擁護に関する課題
4. 職員人事に関する課題
5. 研修講師不足に関する課題
6. 任用資格に関する課題
7. 大学教育に関する課題
8. 児童相談所に関する課題

A 研修の到達目標

1. 新任施設職員研修

1) 一般研修目標
・子どものケア・養育をするための必要な専門性を修得する。

2. 施設職員基本研修

1) 一般研修目標
・子どもの支援・治療的養育についての基本的な専門性を修得する。
・家族調整などソーシャルワークについての基本的な専門性を有する。
・子どもの権利擁護についての基本的な専門性を修得する。

3. 施設長基本研修

1) 一般研修目標
・施設運営、経営についての基本的な専門性を修得する。
・子どもの自立支援についての基本的な専門性を修得する。
・子どもの権利擁護についての基本的な専門性を修得する。
・社会的養護についての基本的な専門性を修得する。

4. 里親研修

1) 一般研修目標
・子どもの養育の基本を修得する。（里親基礎研修）
・子どもの権利擁護の基本を修得する。（里親基礎研修）
・子どもの支援や治療的養育についての基礎的な専門性を修得する。（専門里親認定・継続研修）

5. 施設職員応用（テーマ別・職種別）研修

1) 一般研修目標
・子どもの心の問題についての理解とそのケア・支援についての基礎的な専門性を修得する。

6. 基幹的職員（スーパーバイザー）研修

1) 一般研修目標
・子どもの心のケア・支援など社会的養護についてのスーパーバイジョンの基礎的な専門性を修得する。

7. 法的義務研修

1) 一般研修目標
・法律や規則及び要綱などに掲げられている目的を達成するための専門性を修得する。

8. 研修指導者・講師研修

1) 一般研修目標
・自治体で実施する研修の指導者や講師としての役割を担うことのできる専門性や社会的養護に関する最先端・最前線の専門性の修得
・重度・重複的問題の抱えたるケアケースを支援するための高度な専門的知識・技能の修得

4. 里親研修

- 1) 児童福祉法の改正に基づき、自治体が行うべき里親研修の充実を図る。
- 2) 里親支援機関や関係団体などの研修体制の充実を図る。
- 3) 里親研修システムの構築に関する行動計画の策定

5. 施設職員応用（テーマ別・職種別）研修

6. 基幹的職員（スーパーバイザー）研修

- 1) 各自治体において研修システムの構築に関する行動計画の策定
・自治体と国（厚生労働省）が協力して実際の研修システムを構築する
・職員の一斉に実施して研修を受けられるような計画を設定する
①基礎研修：子どもへのケア・支援を行う職員が知るべき基本的な研修
- ②応用研修：あるテーマや職種に特化した研修
- ③実践的研修：子どもへの支援に関する方法・技術を学べる研修等

7. 法的義務研修

- 1) 国は、児童自立支援施設長のように施設長等の資格要件の1つとして研修の義務化を加え、施設職員の専門性の強化を図る。
- 2) 前期に基礎研修を実施。受講後に6ヶ月間の実務経験を経て、後期に実践的・応用研修を実施して、基本的な専門性の修得を図る。

8. 研修指導者・講師研修

- 1) 国は、自治体での研修の指導者や講師となるような人材を養成するための基本研修や、スクーリング前後に課題研修や実践研修を行う特別研修（6ヶ月間）を実施し、社会的養護関係者の研修に携わることのできる専門的知識や技能などの修得を図る。
・対象者は自治体の推薦を受けた者に限定する。

国

都道府県

国立武蔵野学院

子どもの虹情報研修センター

全国社会福祉協議会

日本子ども家庭総合研究所

各都道府県（指定都市）

都道府県社会福祉協議会

（全国里親会）

社会的養護職員等研修に係るその他の課題及びその解決への方向性

養成に係るその他の課題

1. ケア技法(テキスト)に関する課題
2. 研修参加のための環境整備の課題
3. 子どもの権利擁護に関する課題
4. 職員人事に関する課題
5. 研修講師不足に関する課題
6. 任用資格に関する課題
7. 大学教育に関する課題
8. 児童相談所に関する課題

(1) 社会的養護の分野では、ケア・支援技法などが確立されているとはいいがたく、研修を行うテキストなども十分に揃っていないのが現状である。有効な研修を実施するためには、ケア技法の確立、研修ためのカリキュラム・視聴覚教材・テキストの作成などが課題になっている。

(1) 研修の開催、研修への参加をするための費用や代替職員の確保が困難な施設が多いのが現状であり、研修参加のための体制整備を行うことが課題になっている。

(1) 施設内虐待が発生するなど子どもの権利擁護に対する意識が低い施設や職員がいるのが現状であり、子どものケア・支援及びその権利擁護などに関する研修を強化する必要がある。

(1) 職員が研修を受講して専門性を高めても、退職や人事異動などにより、組織全体の専門性が積み上がっていないために支援の質の向上が図られていないといった施設があるのが現状である。

(1) 研修講義を引き受けてくれる講師が不足しており、研修会を実施することが困難な場合がある。特に地方では困難度が高い。

(1) 施設長などの任用資格については専門性を担保する資格要件になっていないために、専門性のない施設長や職員による子どもへのケア・支援が展開されている施設があるのが現状である。国は任用資格制度について整備し、資格要件を明確化する必要がある。

(1) 大学の社会福祉学部教育において社会的養護について十分に取上げられていない。
(2) 大学が病院や学校のように児童福祉施設の運営に携わっていないために研究を行う人材が乏しく、この分野の研究が進んでいないのが現状である。

(1) 社会的養護を展開していく上で、施設と児童相談所との連携・協働は必要不可欠であるが、児童相談所の人事システムや人事配置などの体制が十分でないために職員の専門性が確保できないために、十分な連携もとれていない。また、児童相談所による里親や施設への支援も不足しており、施設職員などの専門性の向上に結びつかないのが現状である。

課題解決への方向性

(1) 国は、厚生労働科学研究費など社会的養護について継続的に一定レベルの研究ができるように研究費を確保し、研究活動を推進する。
(2) 研究費を活用し、団体や学会の協力を得て、テキストや教材について開発・作成する。

(1) 国及び自治体は、研修に関する財政上の措置について積極的に検討する。
(2) 国及び自治体は、研修に参加できるような人員配置やスーパーバイザーの配置などについて積極的に検討する。

(1) 国及び自治体は、専門委員会の報告を踏まえ、施設内虐待に関するガイドラインを作成するなど子どもの権利擁護の推進策について積極的に検討する。
(2) ガイドラインの内容を研修で取り上げ、子どもの権利擁護の強化を図る。

(1) 国、自治体及び施設は、職員が継続的に従事できような体制整備や一定期間専門性を有した職員が配置されるような人事システムに関する対策について検討し、改善策を講じる必要がある。

(1) 国の研修において、人材養成のための研修を実施する。
(2) 社会的養護にかかわる研修を行う人材不足を解消するために、人材を確保するための対策について検討する。

(1) 国は、専門委員会の報告を踏まえ、児童福祉施設最低基準を改正して、施設長や施設職員の任用資格要件を強化し、専門性の確保を行うことが必要である。
(2) 国は、将来的には、児童福祉司を含め、社会的養護職員の国家資格化について検討する必要がある。

(1) 大学の社会福祉学部のカリキュラムの中に、社会的養護の科目を設けるなど社会的養護に関する講義と実習の充実を図る。例えば、施設実習については、継続的に学習ボランティアなどを行った学生については、施設実習としての単位取得を認めるといった措置を講ずる。
(2) 大学と施設とが協働してケア・支援を行うような事業と制度について検討する。

(1) 職員の専門性を高め、社会的養護の質の向上を図るためには、児童福祉司などとの協働が重要であり、国及び自治体は、児童相談所の専門性の向上を図るための体制整備を行う必要がある。

1. 施設職員研修の学習目標

(1) 総合

	施設・団体レベルの研修の学習目標 (研修のねらい)	都道府県レベルの研修の学習目標 (研修のねらい)	国レベルの研修 (研修指導者研修) の学習目標 (研修のねらい)
【共通】	<ul style="list-style-type: none"> レジデンシャルワーク (ケアワーク・ソーシャルワーク) の基本の修得 子どもの自立支援の理念と権利擁護の基本の修得 子どもに対するアセスメントと自立支援計画策定方法の修得 子どもの心理や発達の基本の修得 子どもに対するケア・支援の基本の修得 子どものケア・支援に必要な医学一般の基礎の修得 家族関係調整の基本の修得 児童相談所などの関係機関との連携の基本の修得 児童相談所の役割や機能及び援助活動についての基本的な知識の修得 社会的養護に関係する制度・政策についての基本的な知識の修得 	<ul style="list-style-type: none"> 精神的な障害のある子どもとの心理と行動特性についての基本的知識の修得 虐待を受けた子どものケア・支援の基本及び応用の修得 発達障害のある子どもとのケア・支援の基本及び応用の修得 非行などの行動上の問題のある子どものケア・支援の基本及び応用の修得 精神的・行動的な問題を抱えた子どもや多問題家族に対するアセスメント及び自立支援計画策定の方法の修得 精神的・行動的な問題を抱えた子どもに対するレジデンシャルワーク (ケアワーク・ソーシャルワーク) の基本及び応用の修得 子どもとの行動上の問題に対する緊急対応などの基本及び応用の修得 施設内虐待の予防・対応についての基本及び応用の修得 特別支援教育などに関する教育制度・施策など関連分野の法的枠組の理解と応用の修得 虐待など不適切な養育をしてしまう保護者のケア・支援の基本及び応用の修得 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県で実施する研修の指導者・講師としての役割を果たすことのできる専門的知識及び技能の修得 社会的養護に関係する最先端・最前線の専門的知識・技能の修得 重度・重複的問題の抱えたケースを支援するための高度な専門的知識・技能の修得
【ケアワーカー】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する生活支援の基本の修得 子どもに対する治療的養育の基本の修得 子どもとの行動上の問題への対応の基本の修得 	<ul style="list-style-type: none"> 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの生活支援・教育の基本及び応用の修得 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの学習支援・指導の基本及び応用の修得 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの余暇支援・指導の基本及び応用の修得 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの職業 (作業) 支援・教育の基本及び応用の修得 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの進路支援・教育の基本及び応用の修得 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへのグループワークの基本及び応用の修得 生活を通して行う精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本及び応用の修得 精神的・行動的な問題を抱えている子どもとの行動上の問題への対応の修得 精神的・行動的な問題を抱えている子どもが生きている養育における運営の基本及び応用の修得 	

【心理療法担当職員】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する治療的養育の基本の修得 子どもに対する心理治療の基本の修得 子どもに対する心理テストの基本の修得 	<ul style="list-style-type: none"> 生活を通して行う精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本及び応用の修得 精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理治療の基本及び応用の修得 心理テストトバツテリナーなど心理診断の応用の修得 	
【家庭支援専門相談員】	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーク（ファミリーソーシャルワークを含む）の基本の修得 ケアマネージメントの基本の修得 保護者（家族）支援の基本の修得 地域社会との連携・支援の基本の修得 	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーク（ファミリーソーシャルワークを含む）の基本及び応用の修得 精神的・行動的な問題を抱えている子どもやその家族に対する相談援助活動の基本及び応用の修得 精神的・行動的な問題を抱えている子どもに対するケアマネージメントの基本及び応用の修得 施設と家族との協働による支援や家族（保護者）の複雑なニーズに対応した支援の応用の修得 施設と地域社会との協働による支援や地域社会の追加ニーズに対応した支援の応用の修得 	
【スーパーバイザー】		<ul style="list-style-type: none"> 施設におけるスーパービジョンを実施するために必要な基本的知識・技能の修得 チームワークのためのコミュニケーションやリーダーシップのとり方などに関する基本的知識・技能の修得 ケースカンファレンスのための基本的知識・技能の修得 	
【管理職（施設長）】	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営管理の基本の修得 職員の人事管理及び人材育成の基本の修得 施設の安全管理（事故防止）・衛生管理の基本の修得 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の子どもの権利意識を推進する施設経営の応用の修得 個々の子どもの権利意識を推進する施設運営・管理の応用の修得 施設の安全管理（事故防止）・衛生管理の基本の修得 	

(1) 個別 (知識レベル)

<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・団体レベルの研修の学習目標 (研修のねらい) レジデンシャルワーク (ケアワーク・ソーシャルワーク) の基本を理解する。 ケアワークの基本を理解する。 ケアワーク原則などケアワークの基本を理解する。 グループワークの基本を理解する。 コミュニケーションの基本を理解する。 子ども・保護者などと職員とのコミュニケーションや人間関係形成の基本を理解する。 チームワーク及びネットワークの基本を理解する。 子どもの自立支援の理念について理解する。 子どもの権利擁護及びそのシステム (適切な情報提供・苦情解決のしくみなど) について理解する。 子どもの発達とその特徴について理解する。 子どもの実態把握・評価 (アセスメント) 方法について理解する。 子どもの自立支援計画策定のあり方について理解する。 子どもに対する日常生活の中のケア・支援の基本について理解する。 子どもの健康・安全・衛生の基本について理解する。 子どもの病気・ケガや運送しやすさ事故に対する予防と処置について理解する。 家庭環境調整 (家族機能の再生、家族再統合など) のあり方について理解する。 児童相談所の役割や機能及び援助活動について理解する。 児童相談所・学校・要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携・協働のあり方について理解する。 社会的養護に関する法令や施策の概要について理解する。 施設職員としての倫理綱領などについて理解する。 	<p>都道府県レベルの研修の学習目標 (研修のねらい)</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神的・行動的な障害のある子どもに対するケアワークの基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な障害のある子どもに対するケアワークの基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な障害のある子どもに対するグループワークの基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な障害のある子どもやその家族に対するコミュニケーションワークの基本及び応用について理解する。 治療意欲のない子どもに対する基本的な理解とその対応について理解する。 子ども上の問題などに対応するチームワークの基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもや多問題家族についての実態把握・評価 (アセスメント) 方法について理解する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもや多問題家族に対する自立支援計画策定のあり方について理解する。 児童相談所・学校・要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携・協働による切れ目ない一貫した支援のあり方について理解する。 	<p>国レベルの研修 (研修指導者研修) の学習目標 (研修のねらい)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修ニーズや人材育成を基にした研修企画立案や教授法など研修担当者として必要な基本的知識を修得する。 研修内容の充実と脱退や効果的な研修を実施するための職場環境づくり及び研修効果の把握など効果的な研修実施のための基本について理解する。 児童虐待などにおいて特別な視点が必要なケースへの対応について理解する。 特別なニーズがあるケースへの対応について理解する。 司法面等々性的虐待への対応の基本及び応用について理解する。 医療ネグレクトケースへの対応の基本及び応用について理解する。 MSBPへの対応の基本及び応用について理解する。 非行少年への理解と対応など非行臨床の基本及び応用について理解する。 発達障害 (精神遅滞、広汎性発達障害、学習障害、ADHDなど) ある非行少年の理解と対応の基本及び応用について理解する。 犯罪被害者支援や修復的司法など司法福祉のあり方について理解する。 非行・発達障害・児童虐待の関連について理解する。 多問題家族に対するケア・支援 (調整) の基本及び応用について理解する。 虐待死亡事例の検証と対策のあり方について理解する。
<p>【ケアワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの生活支援・教育の基本について理解する。 子どもの学習支援・指導の基本について理解する。 子どもの職業支援・指導の基本について理解する。 子どもの職業 (作業) 支援・教育の基本について理解する。 子どもの連絡支援・教育の基本について理解する。 施設におけるグループワークの基本について理解する。 生活を通して行う子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本について理解する。 子どもの行動上の問題の意味とその対応のあり方について理解する。 児童養育における運営の基本について理解する。 	<p>都道府県レベルの研修の学習目標 (研修のねらい)</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの生活支援・教育の基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの学習支援・指導の基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの余暇支援・指導の基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの職業 (作業) 支援・教育の基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの連絡支援・教育の基本及び応用について理解する。 施設における精神的・行動的な問題を抱えている子どもへのグループワークの基本及び応用について理解する。 生活を通して行う精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本及び応用について理解する。 	<p>国レベルの研修 (研修指導者研修) の学習目標 (研修のねらい)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修ニーズや人材育成を基にした研修企画立案や教授法など研修担当者として必要な基本的知識を修得する。 研修内容の充実と脱退や効果的な研修を実施するための職場環境づくり及び研修効果の把握など効果的な研修実施のための基本について理解する。 児童虐待などにおいて特別な視点が必要なケースへの対応について理解する。 特別なニーズがあるケースへの対応について理解する。 司法面等々性的虐待への対応の基本及び応用について理解する。 医療ネグレクトケースへの対応の基本及び応用について理解する。 MSBPへの対応の基本及び応用について理解する。 非行少年への理解と対応など非行臨床の基本及び応用について理解する。 発達障害 (精神遅滞、広汎性発達障害、学習障害、ADHDなど) ある非行少年の理解と対応の基本及び応用について理解する。 犯罪被害者支援や修復的司法など司法福祉のあり方について理解する。 非行・発達障害・児童虐待の関連について理解する。 多問題家族に対するケア・支援 (調整) の基本及び応用について理解する。 虐待死亡事例の検証と対策のあり方について理解する。

		<ul style="list-style-type: none"> 精神的・行動的な問題を抱えている子どもの行動上の問題への応用的な対応のあり方について理解する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもが生活している寮舎における運営の基本及び応用について理解する。 生活を通して行う精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理治療の応用について理解する。 心理アセスメントなど、心理診断の応用について理解する。 	
【心理療法治当職員】	<ul style="list-style-type: none"> 生活を通して行う子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本について理解する。 施設における心理治療の基本について理解する 家族関係調整としての心理療法的なアプローチの基本について理解する。 心理アセスメントなどの心理診断の基本について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神的・行動的な問題を抱えている子どもが生活している寮舎における運営の基本及び応用について理解する。 生活を通して行う精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理治療の応用について理解する。 心理アセスメントなど、心理診断の応用について理解する。 	
【家庭支援専門相談員】	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーク（ファミリーソーシャルワークを含む）の基本について理解する。 子どもやその家族に対する相談援助活動の基本について理解する。 ケアマネジメントの基本について理解する。 施設と家族との協働による支援や家族（保護者）ニーズに対応した適切な支援のあり方について理解する。 施設と地域社会との協働による支援や地域社会ニーズに対応した適切な支援のあり方について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーク（ファミリーソーシャルワークを含む）の基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもやその家族に対する相談援助活動の基本及び応用について理解する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもに対するケアマネジメントの基本及び応用について理解する。 施設と家族との協働による支援や家族（保護者）の複雑なニーズに対応した支援の応用について理解する。 施設と地域社会との協働による支援や地域社会の追加ニーズに対応した支援の応用について理解する。 	
【スーパードバイザー】			<ul style="list-style-type: none"> 施設においてスーパーバイジョンを実施するための高度の専門的知識・技術、高い倫理観などの基本について理解する。 チームワークのためのコミュニケーションやリーダーシップのとり方などに関する基本及び応用について理解する 効果的なケースカンファレンスを行うための基本を理解する。
【管理職（施設長）】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利保護を推進する施設経営のあり方について理解する 子どもの権利保護を推進する施設運営・管理のあり方を理解する。 職場内の良好な人間関係の構築など職員の人事管理及び人材育成と能力開発のあり方について理解する。 施設の安全管理（事故防止）・衛生管理のあり方について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の子どもの権利保護を推進する施設経営の応用について理解する。 個々の子どもの権利保護を推進する施設運営・管理の応用について理解する。 施設の安全管理（事故防止）・衛生管理の応用について理解する。 	

(1) 個別 (技能レベル)

	施設・団体レベルの研修の学習目標 (研修のねらい)	都道府県レベルの研修の学習目標 (研修のねらい)	国レベルの研修 (研修指導者研修) の学習目標 (研修のねらい)
<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> レジデンシャルワーク (ケアワーク・ソーシャルワーク) の具体的な方法を修得する。 ケアワーク技法の基本を修得する。 面接やエンゲージング・エコマップ作成などのケースワーク技法を修得する。 グループワーク技法の基本を修得する。 コミュニケーション技法の基本を修得する。 子ども、保護者などと職員とのコミュニケーションや人間関係形成技法の基本を修得する。 チームワークづくりの基本を修得する。 子どもの権利擁護システム (適切な情報提供・苦情解決のしくみなど) の有効活用のしかたを修得する。 子どもの発達状態について実態把握・評価 (アセスメント) する力を修得する。 面接・行動観察など子どもの実態把握・評価 (アセスメント) の方法を修得する。 子どもの衣食住などの日常的な生活におけるケア・支援方法を修得する。 子どもの健康面、安全面、衛生面に配慮したケア・支援方法を修得する。 子どもの病気・ケガ及び事故などへの予防措置や一般的な処置方法を修得する。 子どもの身体的及び精神的な変化に対する観察力を身につけ、それらの変化に速やかに正しく対処できる技能を修得する。 子どもの行動観察記録や関係機関に対する報告書等の書き方を修得する。 面接や訪問など家庭支援の基本的な方法を修得する。 児童相談所・学校・要保護児童対策地域協議会などの関係機関との具体的な連携・協働のしかたを修得する。 子どもの自立支援のための制度・施策の有効活用のしかたを修得する。 職員による定期的な自己評価など専門性の向上を目指した具体的な取組方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神的・行動的な障害のある子どもに対するケアワーク技法の基本及び応用について修得する 精神的・行動的な障害のある子どもに対するケースワーク技法の基本及び応用について修得する 精神的・行動的な障害のある子どもに対するグループワーク技法の基本及び応用について修得する。 精神的・行動的な障害のある子どもやその家族に対するコミュニケーションワーク技法の基本及び応用について修得する。 子どもの行動上の問題などに対応するチームワークのつくり方の基本及び応用について修得する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもや多問題家族についての実態把握・評価 (アセスメント) 方法について修得する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもや多問題家族に対する自立支援計画策定について修得する。 関係機関と連携して虐待など不適切な養育をしてしまう保護者への適切なケア・支援方法の基本及び応用を修得する。 児童相談所・学校・要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携・協働による切れ目ない一貫したケア・支援のあり方について修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修ニーズ分析、その結果や人材育成を基にした研修企画の立案及び教授法など、研修担当者として必要とされる基本的技法を修得する。 効果的な研修方法や研修を実施するための職場環境づくり、研修効果の把握など効果的な研修実施のための技法を修得する。 児童虐待などにおいて特別な視点が必要なケースへの対応方法を修得する。 司法面接など性的虐待への対応方法を修得する。 医療ネグレクトケースへの対応方法を修得する。 MSBPへの対応方法を修得する。 非行臨床において重層的な問題を抱えている子どもに対する具体的なケア・支援の応用について修得する。 発達障害 (精神遅滞、広汎性発達障害、学習障害、ADHD など) ある非行少年に対する具体的なケア・支援の応用について修得する。 犯罪被害者支援や修得的司法などの具体的な方法について修得する。 多問題家族に対するケア・支援 (調整) 技法の基本及び応用について修得する。 虐待死亡事例など重大事例の検証の進め方や検証方法について修得する。 	
<p>【ケアワーカー】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの衣食住などの日常的な生活における効果的なケア・支援方法を修得する。 子どものニーズに応じた効果的な学習支援・教育方法を修得する。 子どもの発達やニーズに応じた効果的な余暇支援・指導方法を修得する。 子どものニーズに応じた効果的な作業支援・教育方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの生活支援・教育方法の基本及び応用について修得する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの学習支援・指導方法の基本及び応用について修得する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの余暇支援・指導方法の基本及び応用について修得する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの職業 (作業) 支援 	

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別面談など子どもの進路支援・教育方法を修得する。 施設におけるグループワークの方法を修得する。 支援的・治療的な構成をもった集団生活のつくり方を修得する。 生活を通して行う生活場面面談など治療的養育の基本技法を修得する。 子どもの行動上の問題に対する適切な対応方法を修得する。 児童寮舎における基本的な運営方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 援・教育方法の基本及び応用について修得する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの進路支援・教育方法の基本及び応用について修得する。 施設における精神的・行動的な問題を抱えている子どもへのグループワーク技法の基本及び応用について修得する。 生活を通して行う精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理的ケアなど治療的養育の技術の基本及び応用について修得する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもの行動上の問題への対応の応用について修得する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもが生活している寮舎における運営方法の基本及び応用について修得する。 	
【心理療法担当職員】	<ul style="list-style-type: none"> 生活を通して行う子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本技法を修得する。 個人療法、集団療法、家族療法など心理療法の基本技法を修得する。 家族関係調整としての心理療法的なアプローチの方法を修得する。 心理アセスメントなどの心理診断技術・方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活を通して行う精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理的ケアなど治療的養育の技術の基本及び応用について修得する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理治療法の応用について修得する。 心理アセスメントなど心理診断の応用について修得する。 	
【家庭支援専門相談員】	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討などを通してソーシャルワーク（ファミリーソーシャルワークを含む）の方法を修得する。 事例検討などを通してケアマネージャー方法等を修得する。 施設と家族との協働による支援や家族（保護者）ニーズに対応した具体的な適切な支援方法を修得する。 施設と要保護児童地域対策協議会などの関係機関との協働による具体的な支援方法を修得する。 地域社会ニーズに対応した具体的な相談や支援方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーク（ファミリーソーシャルワークを含む）技法の基本及び応用について修得する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもやその家族に対する相談援助活動の基本及び応用について修得する。 精神的・行動的な問題を抱えている子どもに対するケアマネージャーと施設との協働による支援や家族（保護者）の複雑なニーズに対応した支援の応用について修得する。 施設と地域社会との協働による支援や地域社会の追加ニーズに対応した支援の応用について修得する。 	
【スーパーバイザー】		<ul style="list-style-type: none"> 施設においてスーパービジョンを実施するための高度の専門的技術について修得する。 チームワークのためのコミュニケーションやリーダーシップを発揮するための技法を修得する 効果的なケースカンファレンスを行うための基本的な技術を修得する。 	
【管理職（施設長）】	<ul style="list-style-type: none"> 施設経営・運営状況の公開・第三者評価の実施など子どもの権利擁護を推進する具体的な取組方法を修得する 子どもの権利擁護を推進するための施設運営・事業計画の策定方法を修得する。 職場内の良好な人間関係づくりや職員のコンディショニングづくりの方法を修得する。 人材育成や能力開発をするための養成・研修の具体的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して、子どもの権利擁護を推進するために、業務改善提案書の発案などによる適時適切な施設運営の改善を行うための技能を修得する。 事業計画による施設運営についての評価に基づき、本計画の継続や見直し及び新年度計画の策定を行うための技能を修得する。 施設の安全管理（事故防止）・衛生管理の推進・改善を行うための応用的技能を修得する。 	

			<p>方法を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設の安全管理（事故防止）・衛生管理の推進・改善を行うための基本的技能を修得する。	
--	--	--	---	--

児童自立支援施設における
「求められる専門性」について

平成 27 年 3 月

全国児童自立支援施設協議会企画推進委員会

<科目名>

社会的養護の基本理念と法制度（その仕組み）

<目 標>

- 1 社会的養護の基本理念と制度についての全体像を理解する。
- 2 社会的養護の基本理念を具体的に理解し、実践に結びつけることができる。
- 3 社会的養護の課題と今後の方向性について理解し、実践に結びつけることができる。

<内 容>

- 1 社会的養護の定義と基本理念
 - (1) 社会的養護の概念規定
児童憲章・児童福祉法・子どもの権利条約等を理解する。
 - (2) 社会的養護の定義とは
社会的養護の定義について理解する。
 - (3) 社会的養護の体系について
乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・里親・ファミリーホーム等について理解する。
 - (4) 社会的養護の歴史概観
社会的養護の歴史を理解する。
- 2 社会的養護の現状
 - (1) 社会的養護の養育理念について
社会的養護の現状について理解する。
 - (2) 社会的養護の課題と将来像
社会的養護の課題と将来像について理解し、説明できる。
 - (3) 社会的養護施設運営指針の具体的な内容について
社会的養護の基本理念と原理について具体的な実践と結びつけて理解し、説明できる。
 - (4) 各種別の施設運営方針と里親及びFH養育指針の内容について
乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設の各運営指針、里親・ファミリーホームの養育指針の内容について具体的な実践に結びつけて理解し、説明できる。
- 3 社会的養護をとりまく周辺領域の制度の実際と法的根拠
 - (1) 少年法
少年法及び少年法と児童福祉法との関連を理解し、説明できる。
 - (2) 子育て支援サービスと社会的養護
子育て支援サービスと社会的養護の果たす役割について理解し、説明できる。
 - (3) 社会的養護実践に関係する社会保障サービスについて
社会福祉法、生活保護法、精神保健福祉法、児童虐待防止法、配偶者からの暴力防止法等との関連について理解し、説明できる。
 - (4) 諸外国における社会的養護について
諸外国における社会的養護の実情を理解し、説明できる。

<倫 理>

- 1 子どもの最善の利益を第1として考え、社会的養護実践を行うことができる。
- 2 児童自立支援施設のみならず、社会的養護全体から実践をとらえる視点をもつ。
- 3 実践と社会的養護の基本理念とが合致している。
- 4 社会的養護の基本理念を実現するための課題を解決するために努力できる。

<科目名>

児童自立支援施設の理念

<目 標>

- 1 児童自立支援施設での「子どもの自立支援のあり方」について歴史や沿革を通して理解するとともに、伝統的に引き継がれている理念を理解する。
- 2 児童自立支援施設の基本理念の根拠となっている原理や考え方及び基本的なしくみを理解する。

<内 容>

- 1 伝統的に受け継がれている理念
 - (1) 児童自立支援施設で引き継がれているもの
 - ア 引き継がれている格言集、参考文献等から理念の概要を理解する。
 - イ 先駆者の講義や事例報告から理念の概要を理解する。
 - (2) 児童自立支援施設の歴史・沿革
 - 感化院・少年教護院・教護院・児童自立支援施設への遷移を歴史・沿革から理解する。
- 2 児童自立支援施設の基本理念
 - (1) 児童自立支援施設の運営指針を理解し、説明できる。
 - (2) 自立支援についての基本的な考え方を理解し、説明できる。
 - (3) 関連法令から見た自立支援の理念について理解し、説明できる。
 - (4) 各支援形態の基本的な考え方を理解し、説明できる。
 - 夫婦制支援、交代制支援、単独制・併立制支援の基本について理解し、実践できる。

<倫理>

- 1 児童自立支援施設の歴史や受け継がれている理念、あるいは今後の方向性を理解し、支援者として求められている資質の向上に努める。
- 2 「子どもの最善の利益のために」「すべての子どもを社会全体で育む」という社会的養護の基本理念を踏まえ、児童自立支援施設の運営指針に基づき実践する人間性・専門性を養う。
- 3 「人との関わりを基本にした営み」、家庭的・福祉的・治療的・教育的アプローチによる支援、「育ちなおし・育てなおし」などを実践していく姿勢や態度を身につける。

<科目名>

子どもの権利擁護

<目 標>

- 1 子ども権利条約の理念さらに権利条約で示された4つの権利を遵守するとともに、常に子どもの視点に立ち、保障される権利の概要や成立要件を理解し、子どもの権利を擁護し決して侵害しない姿勢を身につけ、支援が子どもの権利の保障のためのものであることを理解する。
- 2 子どもの支援にかかる子どもの権利の保障のあり方およびその視点を重視した施設運営方策、さらには施設支援全体における第三者による評価結果を適切な支援とその向上に活用するなど、子どもの権利の保障（最善の利益の追求）に向けた具体的取り組みについて理解する。
- 3 子どもの権利擁護に向けては、常に子どもの視点に立ち、支援全般において権利擁護がなされるよう職員自身の不断の努力及び研修受講など日々の研鑽が必要であることを理解する。

<内 容>

- 1 子供の権利擁護とその仕組み
 - (1) 子どもの権利の概念規定及び根拠法令を理解する。
 - (2) 子どもの最善の利益について理解する。
 - (3) 日本国憲法と子どもの権利の関係について理解する。
 - (4) 子どもの権利条約及び4つの権利について説明できる。
 - (5) 子ども意見表明権について説明できる。
 - (6) 子どもの権利と義務の関係について理解する。
- 2 諸権利についての理解と実践
 - (1) 支援上の権利制約や保護のとらえ方を理解し、実践できる。
 - (2) 施設の規則やルールなどを守らなければならない理由及び特別なプログラムの実施について、児童・保護者が納得・合意できるような説明責任を果し、実践できる。
 - (3) 懲戒の考え方及び乱用防止について理解し、実践できる。
 - (4) 教育権と学習権の保障について説明ができ、対応ができる。
 - (5) 抗告権と手続きについて理解し、児童の権利を擁護した上で説明、実践できる。
 - (6) 未成年後見人及び手続きについて理解し、必要な児童・保護者に説明、対応ができる。
 - (7) 権利擁護に関わる連携機関について理解し、ネットワークング・コーディネーションできる。
- 3 施設の権利擁護に対する取り組みと運営
 - (1) 支援における子ども権利擁護の確認・点検さらには改善方法等理解し、実践できる。
 - (2) 苦情解決の適切な実施方法及び手続きを理解し、適切に運用できる。
 - (3) 入所児童からの意見表明をきちんと受け止め、相互納得・合意を前提とした対応の必要性を理解し、実践できる。
 - (4) 被措置児童虐待がおこるメカニズム及び防止方法について理解し、実践できる。
 - (5) 第三者評価の実施意義を理解し、評価を踏まえてよりよい施設運営にむけて実践できる。
 - (6) 自施設としての独自の取り組みの実践を理解し、対応できる。
- 4 職員としての権利擁護に対する取り組みと運営
 - (1) 施設の理念や方針に基づいた支援を理解し、実践できる。
 - (2) 相互の納得と合意を基本にした支援を理解し、実践できる。
 - (3) 児童の権利擁護に関わる職員研修の必要性を説明でき、積極的に受講している。

<倫理>

- 1 子どもの権利擁護とその仕組みとして、子どもは特別な保護や援助を受ける対象でもあり、権利の行使の主体であるという認識に立ち、支援をしなければならない。
- 2 「権利は義務を果たし保障される」という考え方ではなく、権利とは生きていくための、発達・成長にとっての不可欠な前提条件であるという認識に立ち実践しなければならない。

<p><科目名></p> <p style="text-align: center;">子どもの発達と養育環境</p>
<p><目 標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの発達と養育環境についての一般的な理論や事実、発達段階とそれぞれの発達課題を理解し、子どもの動きを見て発達の段階や特徴を把握することができ、支援の実践につなげられる。 2 発達の遅れや歪み、特性について理解しており、的確に判断して、それぞれの特性に応じた配慮をしながら、コミュニケーションが図れ、向き合い対応することができる。 3 子育て支援の一環として、子どもの発達と課題および養育環境等に関する相談に対応して助言指導し、またペアレンティングトレーニングができる。
<p><内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの発達 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発達の道すじについて理解し、説明できる。 (2) 発達の特性や発達過程について理解し、特性に応じて対処ができる。 2 子どもの発達課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発達に関する各種理論について理解し、説明できる。 (2) 一般的な発達段階について理解し、説明できる。 (3) 発達段階に応じた発達課題について理解し、説明できる。 (4) 二次性徴について理解し、説明できる。 (5) 子どもの発するサインを的確に見分けられ、対応できる。 (6) 発達段階に応じたコミュニケーションが図ることができ、適切な関わり方ができる (7) ソーシャルスキルトレーニングができる。 3 発達上の特性と問題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自閉症スペクトラム障害について理解し、対応できる。 (2) 注意欠如・多動性障害について理解し、対応できる。 (3) 学習障害について理解し、対応できる。 (4) 知的障害について理解し、対応できる。 (5) アタッチメント障害について理解し、対応できる。 (6) 心的外傷後ストレス障害（トラウマ）について理解し、対応できる。 (7) 二次障害について理解し、対応できる。 (8) てんかん等の病気について理解する。 (9) それぞれの特性と問題に対する見極めができ、適切な関わり方ができる。 4 遺伝と環境 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発達の規定要因や性格について理解し、説明できる。 (2) 遺伝と環境の関係について理解し、説明できる。 (3) 発達検査や心理検査の結果を読み解くことができる。 5 養育環境とその影響 <ol style="list-style-type: none"> (1) 貧困、虐待、DV等とその影響について理解し、説明できる。 (2) 養育者の価値観とその影響について理解し、説明できる。 (3) 養育環境とその影響についてアセスメントができる。 (4) 養育環境とその影響から生じる行動を予測し対応することができる。 (5) 健全育成に関する相談に応じ、助言指導することができる。
<p><倫 理></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アセスメントに基づき、一人ひとりの個人差を受け止め、尊重する。 2 表出した言動に振り回されることなく、その背景の理解に努め、適切に対応する。 3 ライフストーリーワーク等を通じて生き立ちの整理に努め、子どもの気持ちに寄り添う。 4 職員が辛い時、子どもはもっと辛いことを忘れない。

<科目名>

ケアマネジメント（アセスメント・自立支援計画）

<目 標>

- 1 個々の子どもの心身の発達状況やニーズその置かれている養育環境を的確にアセスメント（実態評価・把握）し、それに基づいて自立支援計画を策定することができる。
- 2 個々の子どもの個別的全体性やその子どもに影響を及ぼす養育環境に焦点をあて、その子どもの自立を図るために必要となる正確な情報を多角的、継続的、重層的に収集、分析して、子ども自身や取り巻く環境に関して総合的に的確に実態把握・評価することができる。
- 3 総合的なアセスメントに基づき、優先的に到達すべきわかりやすい具体的な目標を示し、その子どものニーズにマッチした適切な保護・支援を提供するための方法などが盛り込まれたプランを提示し、一人ひとりの子どものニーズに対応した自立支援を推進することができる。

<内 容>

- 1 ケアマネジメント
 - (1) 特別な保護及び援助の必要性を把握し、適切なケアの手立てを検討できる。
 - (2) 退所後、健全な社会生活を送るために必要な社会資源の活用など、マネジメントができる。
- 2 ケースについてのアセスメント
 - (1) 子ども本人の状況（健康状態・情緒や行動の発達・ライフストーリー）を把握できる。
 - (2) 養育者を含む家族の状況（基本的な養育姿勢・家族史・関係性・生活環境）を把握できる。
 - (3) 生活する地域社会の環境（コミュニティとの関わり・活用可能な社会資源の質と量）を把握できる。
 - (4) その子どもの健全な発達にとっての最善の利益について、総合的に分析・検討できる。
- 3 自立支援計画の策定
 - (1) 子ども本人や保護者さらには支援者等の考えを尊重し反映できる。
 - (2) 子ども本人に属するあらゆる要件を勘案したオーダーメイドの計画を立てられる。
 - (3) 積極的に情報の共有を図り、施設全体で計画に基づき子どもを支援できる。
- 4 支援の実施と確認（モニタリング）
 - (1) すべての職員が、その子どもの具体的な支援課題・目標及び方法について十分に理解し共有した上で、組織として一貫性のある継続的な支援を行える。
 - (2) 組織として、定期的かつ必要に応じて情報を収集し、確認できる。
- 5 支援の評価と見直し
 - (1) 実施されてきた支援の効果について客観的に把握するとともに、具体的な支援目標・課題及びその方法の妥当性などの検証を行うことができる。
 - (2) 評価結果に基づき、総合的な再アセスメントを行い、支援計画の見直しを行うことができる。
- 6 ケースの記録
 - (1) 記録は情報共有のために必要であり、経過を振り返り、成長を確認する上でも必須の情報源となるため、子どもの状態を叙述的に記録できる。
 - (2) 職員自らも対象化して、客観的にとらえ、わかりやすく簡潔にまとめて記載できる。
- 7 ケースカンファレンス
 - (1) 情報を総合的に把握し、検討できる。
 - (2) 検討結果に基づきケースの理解を見直し、深めることができる。
 - (3) 新たな総合的理解をもとに、支援方針を修正、追加することができる。

<倫 理>

- 1 人権に配慮した記載をし、個人情報の取り扱いに注意する。
- 2 子どもや保護者はもちろん、関係者や支援者の考えも取り込んで、総合的に最善の利益を模索する。

<科目名>

実践における自立支援の基本

<目 標>

- 1 子どものアセスメントや自立支援計画票に基づき、子どもの自立を支援するために施設が実施しなければならない、子どもへの保護・ケア・養育・支援について理解する。
- 2 安定した生活を通して、子どもが安心感・信頼感・満足感などを形成していく中で実施する生活の中の教育、治療について理解する。
- 3 自立支援の過程についてそれぞれの段階について理解する。

<内 容>

- 1 支援の過程について
 - (1) アドミッションケアについて理解する。
 - (2) インケアについて理解する。
 - (3) リーピングケアについて理解する。
 - (4) アフターケアについて理解する。
- 2 生活の中のケア
 - (1) 枠組みのある生活について理解し、実践できる。
 - (2) 基本的欲求の充足について理解し、実践できる。
 - (3) 施設全体の雰囲気について理解し、実践できる。
 - (4) 子どもとの信頼関係の確立について理解し、実践できる。
- 3 生活の中の養育・教育
 - (1) 生活支援について理解し、実践できる。
 - (2) 施設生活における規則について理解し、実践できる。
 - (3) 学習支援について理解し、実践できる。
 - (4) 作業支援について理解し、実践できる。
 - (5) 進路支援について理解し、実践できる。
 - (6) 特別日課（行動上の問題への対応）について理解し、実践できる。
- 4 育てなおし・育てなおしのための養育
 - (1) 基本的信頼感の獲得について理解し、実践できる。
 - (2) 自尊感情・自己肯定感の形成について理解し、実践できる。
 - (3) 言語的コミュニケーションの形成について理解し、実践できる。
 - (4) 認知・知能・学力・問題解決能力の発達について理解し、実践できる。
 - (5) 自己統制力の形成について理解し、実践できる。
 - (6) 共感性の形成について理解し、実践できる。
 - (7) 道徳性（道徳的規範意識）の形成について理解し、実践できる。
 - (8) 自己感の形成について理解し、実践できる。
- 5 生活の中の治療（治療的養育）
 - (1) 治療的養育及びそのあり方について理解し、実践できる。
 - (2) 生活場面面接など治療的養育の技術について理解し、実践できる。
- 6 年長児童の自立支援
 - (1) 年長児童の自立支援のあり方について理解し、実践できる。

<倫理>

- 1 自立支援の基本を理解し、常に子どもの支援の資質の向上に努める。
- 2 子どものモデルとなるような自立した生活を営む。

<科目名>

家庭環境の調整

<目 標>

- 1 ファミリーソーシャルワークを行う為には、法令の遵守と人権の尊重に基づいた、社会・福祉・医療・法律等における広い知見と、その実践の為の様々な技術が必要であることを理解する。
- 2 家族の主体性を尊重して協働的に関わり、家族に、より内発的な力を持たせることで自らをコントロール出来るよう、様々な支援ツールを運用しながら、家族機能の調整及び家族支援のあり方を理解する。
- 3 家族に対する的確なアセスメントに基づき、効果的な家族支援計画を立案・実施するとともに、支援の有効性・注意点・リスクの管理について理解する。

<内 容>

- 1 家庭環境調整（ファミリーソーシャルワーク）
 - (1) 家庭環境調整の意味と必要性を理解し、説明できる。
 - (2) 家庭環境調整に関する根拠法令を理解し、説明できる。
 - (3) ファミリーソーシャルワーカーの役割を理解し、説明できる。
- 2 家庭環境調整の基本的な姿勢
 - (1) 家族及びその支援の必要性について理解し、説明できる。
 - (2) 保護者・家族との信頼関係を構築する方法を理解し、実践できる。
 - (3) 現代家族の特徴・機能を理解し、説明できる。
 - (4) 対象となる保護者・家族の歴史・社会との関係性を把握し、尊重できる。
 - (5) 保護者・家族への指導的立場ではなく、養育の伴走者となることの大切さを理解し、実践できる。
 - (6) 一人の人間として尊重した交流の必要性を理解し、実践できる。
 - (7) 保護者・家族のアセスメントの方法を理解し、実践できる。
 - (8) 家族が本来もっている資源（強み）の重要性を理解し、把握できる。
 - (9) 自立支援計画は、児童及び保護者・家族の意向を尊重したものであることを理解し、実践できる。
- 3 家庭環境調整の方法と実際
 - (1) 総合的で的確なアセスメントの実践ができる。
 - (2) 家族療法などの支援ツールを用いた効果的な介入の実践ができる。
 - (3) 施設における具体的な家庭環境調整の方法の実践ができる。
(通信・面会・一時帰宅・家庭訪問・親子宿泊・施設行事等)
 - (4) 具体的な方法を用いる際の、有効性・注意点・リスクなどについて理解し、トラブルに対する危機管理の実行ができる。

<倫理>

- 1 法令・施策を遵守し、人権を尊重する態度を保持する。
- 2 保護者・家族のプライバシー、自己決定と主体性を尊重する。
- 3 子どもの、権利侵害の防止と、利益を最優先した支援に努める。
- 4 専門性の向上・自己研鑽に努め、常に最良の実践に努める。

<科目名>

関係機関及び地域社会との連携

<目標>

- 1 子どもの成長と自立を達成するためには、多くの関係機関が階層的・重層的に関わっていくことが重要である。各関係機関の機能と役割を十分理解する。
- 2 各関係機関との相互理解や信頼関係構築のための具体的な連携・協働の方法を理解する。
- 3 施設は地域住民の理解や協力なくして運営することは困難である。施設は地域住民の一員として地域の活動に積極的に参加し、また施設を地域に開放するなど、地域住民から施設の理解を得ることの必要性を理解する。

<内容>

1 関係機関との連携と協力体制

- (1) 児童相談所の機能と役割を理解する。
- (2) 施設内の学校（分校・分教室）との連携・協働について理解し、実践できる。
- (3) 教育機関（原籍校・研究機関・高校等）との連絡会やケース検討会等を通じて、子どもの理解を深め協力体制を構築できる。
- (4) 要保護児童対策地域協議会の機能と役割を理解し、家庭及び地域の情報を共有できる。
- (5) 市町村（福祉事務所）生活保護法、精神保健福祉法等を理解し、子どもの家族の生活状況等の情報を共有できる。
- (6) 児童福祉施設・障害関連施設・里親等（乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム、知的障害児、身体障害児関連）の役割と機能を理解し、ケース検討会や連絡会を通じて、支援のあり方を共有できる。
- (7) 発達障害をはじめ、行動や情緒の障害等について理解し、適切な情報提供など医療機関との連携ができる。
- (8) 家庭裁判所の役割と機能を理解し、少年法にもとづいた少年審判の流れを説明できる。
- (9) 少年院・少年鑑別所の役割や機能を理解し、ケース検討会等を通じて、効果的な支援技術などを取り入れることができる。
- (10) 警察（補導所）の役割と機能を理解し、警察の行う非行防止活動などに積極的に参加し、連携を深められる。
- (11) その他の相談機関等（DVシェルター、当事者団体、アフターケア事業部等）の機能と役割を理解し、連絡会やケース検討会を通じて、相互理解を深められる。

2 地域社会との連携と交流

- (1) コミュニティケア
「施設から地域へ」という流れの中で生まれたコミュニティケアの概念や実践を理解し、具体的な実践をすることができる。
- (2) 地域活動への参加
施設近隣地域住民の一員として積極的に自治会活動等に参加できる。
- (3) 職場実習の実施
施設近隣の事業所の協力を得て職場体験を実施できる。
- (4) ボランティア
ボランティアを受入れ、また子どもをボランティアに参加させ、地域社会と交流できる。
- (5) 地域住民へのサービス
子どもの健全育成や非行問題等の研究会や公開講座、電話相談等のサービスを提供できる。
- (6) ネットワーキング
子どもが戻る地域のソーシャルサポート体制の構築を目的とし各関係機関・者の役割の再認識と協働の意味を理解し、実践できる。
- (7) コーディネーション
子どもが戻る地域のソーシャルサポートネットワークの構築を図ることの意味を理解し、実践できる。

<倫理>

- 1 関係機関に対して施設開催の行事・連絡会等の参加を積極的に呼びかけ、協働することにより意思の疎通を図り、信頼関係を構築することが大切であることを理解し、実践する。
- 2 施設は地域住民の一員として、地域活動に積極的に参加したり、人的にも物的にもサービスとしてその資源を地域に開放し、地域住民との連携を深める。
- 3 地住民、地域に関わる組織、団体等すべてのものが主役となるよう、誰もが住みなれた地域で生き生きと暮らせる地域をめざす。

児童自立支援施設の職員に求められる専門性に関する調査

全国児童自立支援施設協議会

アンケート調査ご協力をお願い

日頃は、全国児童自立支援施設協議会にご協力いただきありがとうございます。

さて、今年度の全国施設長会議において報告いたしましたとおり、平成25年度より「企画推進委員会」を設置し、平成26年度においては「求められる専門性」について検討し報告書を作成し、すでに各施設に送付しました。その研究成果を踏まえ、各施設の職員の状況や研修のあり方などについて調査し、その結果を情報提供するとともに、職員の専門性の向上及び今後の施設運営や研修のあり方について示唆することが必要と考えております。

つきましては、別紙の通り、各職員に対するアンケート調査を実施することといたしましたので、お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。なお、結果については後日集計し、各施設あて報告させていただきます。

アンケート調査記入上の注意

- 1つ1つの質問に対して、よく考えて頂き、ていねいにご回答してください。
- ご回答は、下記の指示した内容から、質問ごとにあてはまる数字を選択して頂き、それぞれの□の中にその数字を1つ記入して下さい。
求められる専門性の内容についての
①達成度：できている **4** まあまあできている **3** あまりできていない **2**
 できていない **1**
②重要度：重要である **4** やや重要である **3** あまり重要でない **2**
 重要でない **1**
③研修（研修のあり方）：自己研修 **4** 施設内研修 **3** 各ブロック研修 **2**
 全国研修 **1**
- 職員が回答した調査票については、各施設で回収し、同封した封筒にて、平成27年7月15日（水）までに国立武蔵野学院 相澤まで、返送してください。
- この調査について問い合わせ先 国立武蔵野学院 担当：相澤 Tel048-878-1260

フェースシート（下記の質問内容についてお答え下さい。）

1. 所属施設名（ ） 2. 配属課（ ）
3. 性別：①男性 ②女性 4. 年齢：①20代 ②30代 ③40代 ④50代以上
5. 勤務年数：通算で（ ）年
6. 職種：①児童自立支援専門員 ②児童生活支援員 ③心理療法担当職員 ④医師
 ⑤看護師 ⑥家庭支援専門相談員 ⑦その他（ ）
7. 職名：①施設長 ②管理職 ③寮担当 ④学習指導担当 ⑤心理治療担当
 ⑥その他（ ）

求められる専門性について

I 社会的養護の基本理念と法制度

1	社会的養護の定義と基本理念	達成度	重要度	研修
	(1) 社会的養護の概念規定 児童憲章・児童福祉法・子どもの権利条約等を理解する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 社会的養護の定義とは 社会的養護の定義について理解する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 社会的養護の体系について 乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・里親・ファミリーホーム等について理解する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 社会的養護の歴史概観 社会的養護の歴史を理解する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	社会的養護の現状	達成度	重要度	研修
	(1) 社会的養護の養育理念について 社会的養護の現状について理解する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 社会的養護の課題と将来像 社会的養護の課題と将来像について理解し、説明できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 社会的養護施設運営指針の具体的な内容について 社会的養護の基本理念と原理について具体的な実践と結びつけて理解し、説明できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 各種別の施設運営方針と里親及びFH養育指針の内容について 乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設の各運営指針、里親・ファミリーホームの養育指針の内容について具体的な実践に結びつけて理解し、説明できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	社会的養護をとりまく周辺領域の制度の実際と法的根拠	達成度	重要度	研修
	(1) 少年法 少年法及び少年法と児童福祉法との関連を理解し、説明できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 子育て支援サービスと社会的養護 子育て支援サービスと社会的養護の果たす役割について理解し、説明できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 社会的養護実践に関係する社会保障サービスについて 社会福祉法、生活保護法、精神保健福祉法、児童虐待防止法、配偶者からの暴力防止法等との関連について理解し、説明できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 諸外国における社会的養護について 諸外国における社会的養護の実情を理解し、説明できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

II 児童自立支援施設の理念

1	伝統的に受け継がれている理念	達成度	重要度	研修
	(1) 児童自立支援施設で引き継がれているもの ア 引き継がれている格言集、参考文献等から理念の概要を理解する。 イ 先駆者の講義や事例報告から理念の概要を理解する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 児童自立支援施設の歴史・沿革 感化院・少年教護院・教護院・児童自立支援施設への遷移を歴史・沿革から理解する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

求められている専門性

— アンケート結果より —

対象：全国児童自立支援施設職員

回答率：58施設中58回答(100%) 965人

	重要度	重要度— 達成度
	平均	差
V-4-(1)	3.76	1.06
V-3-(3)	3.76	0.94
V-2-(2)	3.76	0.87
V-7-(2)	3.76	0.87
VI-4-(2)	3.76	0.85
V-2-(1)	3.76	0.83
VI-4-(1)	3.76	0.83
VI-2-(4)	3.76	0.74
VIII-1-(2)	3.76	0.68

A支援課題・目標・方法を理解し、共有した上で、組織として一貫性のある継続的な支援

A情報共有と施設全体での自立支援計画に基づいた支援

A養育者を含む家族の状況の把握

A検討結果に基づき、ケースへの理解の見直し・深めること

A自尊心・自己肯定感の形成についての理解・実践

A子ども本人の状況の把握

A基本的信頼感の獲得についての理解・実践

A子どもとの信頼関係の確立への理解

A施設内学校との連携・協働

V: ケアマネジメント(アセスメント・自立支援計画) VI: 実践における自立支援の基本

	達成度(パーセント)				重要度(パーセント)				研修のあり方(パーセント)				重要度-達成度差		
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		平均	平均
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均		平均	平均
V-2-(1)	4.7	31.6	53.4	10.3	2.69	0.2	1.7	20.5	77.7	4.7	13.9	69.4	3.76	2.89	
A支援課題・目標・方法の理解・共有															
VI-4-(1)	3.6	26.8	53.3	16.2	2.82	0.2	1.3	20.9	77.6	5.6	15.9	64.3	3.76	2.87	
A情報共有と施設全体での計画的支援															
V-2-(2)	2.7	22.3	57.8	17.2	2.90	0.2	1.6	19.9	78.3	6.7	17.3	55.2	3.76	2.90	
A養育者を含む家族の状況の把握															
VIII-1-(2)	3.2	22.5	56.3	18.0	2.89	0.3	1.5	20.6	77.7	5.1	14.4	65.3	3.76	2.90	
Aケースへの理解を見直し、深める															
VI-2-(4)	2.1	21.9	58.7	17.4	2.91	0.3	0.7	21.6	77.4	10.7	20.0	46.4	3.76	2.82	
A自尊心・自己肯定感の形成															
VI-4-(2)	2.7	19.5	59.5	18.3	2.93	0.3	1.6	19.5	78.6	8.1	16.9	54.6	3.76	2.87	
A子ども本人の状況の把握															
V-3-(3)	2.3	20.5	58.5	18.6	2.94	0.4	0.8	20.6	78.1	11.2	18.7	48.0	3.76	2.81	
A基本的信頼感の獲得について															
V-7-(2)	1.6	18.3	56.7	23.5	3.02	0.1	0.8	21.8	77.3	7.9	13.1	59.5	3.76	2.91	
A子どもとの信頼関係の確立への理解															
V-4-(1)	2.5	16.1	51.6	29.8	3.09	0.3	1.1	20.4	78.1	6.8	22.1	55.6	3.76	2.80	
A施設内学校との連携・協働															
V-4-(2)	3.7	25.1	54.8	16.4	2.84	0.2	1.8	21.0	77.0	4.3	13.2	70.6	3.75	2.90	
A組織的・定期的情報の収集・確認															
V-7-(1)	2.6	23.6	54.4	19.4	2.91	0.3	1.3	21.7	76.8	5.3	14.8	64.5	3.75	2.90	
A情報を総合的に把握・検討															
VI-3-(1)	1.1	14.7	59.3	24.9	3.08	0.1	0.6	23.3	75.9	6.2	12.2	65.8	3.75	2.91	
A生活支援についての理解															
IX-1-(1)	1.8	11.6	55.2	31.4	3.16	0.3	1.1	21.4	77.1	12.9	13.0	49.0	3.75	2.86	
A個人情報取り扱い															
V-2-(4)	3.9	30.1	54.3	11.6	2.74	0.2	1.6	22.2	76.0	7.4	17.7	56.4	3.74	2.86	
A最善の利益の総合的な分析・検討															
V-7-(3)	5.6	26.7	50.6	17.1	2.79	0.3	1.9	21.0	76.8	6.4	14.7	63.3	3.74	2.88	
A新たな理解・支援方針の修正・追加															
IX-1-(1)	2.0	23.3	59.5	15.3	2.88	0.4	1.2	22.3	76.0	14.2	15.3	46.8	3.74	2.80	
A表出された言動の背景理解・対応															
IX-1-(1)	1.6	18.6	59.0	20.8	2.99	0.3	0.9	23.0	75.8	14.5	14.1	47.4	3.74	2.81	
A個人差を受け止め尊重															
VI-3-(6)	2.3	18.4	56.7	22.6	3.00	0.1	1.8	21.7	76.5	9.0	13.6	62.8	3.74	2.83	
A特別日課についての理解															
IX-1-(1)	1.2	16.6	61.6	20.5	3.01	0.3	1.0	23.4	75.3	14.6	13.2	46.2	3.74	2.84	
A自立支援の基本を理解															
VI-3-(2)	1.3	13.3	58.5	26.9	3.11	0.1	0.8	24.2	74.9	6.3	12.6	66.9	3.74	2.89	
A施設生活における規則への理解															
V-3-(1)	3.8	26.1	55.0	15.1	2.81	0.2	1.2	24.2	74.4	6.0	17.5	59.6	3.73	2.87	
A子ども、保護者等の考え尊重・反映															
IX-1-(7)	2.0	24.9	56.8	16.3	2.87	0.4	1.0	23.9	74.6	20.5	14.9	41.2	3.73	2.67	
Aアプローチによる支援															
VI-3-(5)	1.8	21.1	56.5	20.7	2.96	0.1	0.8	25.2	73.9	6.3	14.0	64.5	3.73	2.89	
A進路支援についての理解															
V-6-(1)	2.5	18.9	55.4	23.2	2.99	0.3	1.5	23.3	74.9	4.7	12.0	63.9	3.73	2.98	
A子どもの状態の叙述的記録															
IX-1-(1)	1.0	17.9	58.8	22.3	3.02	0.2	1.2	24.4	74.2	13.5	13.3	50.2	3.73	2.83	
A様々な意見を取り込み最善を模索															
VIII-1-(1)	1.8	15.7	53.7	28.8	3.10	0.2	2.1	21.8	75.9	8.7	24.5	50.2	3.73	2.75	
A児童相談所の機能・役割															

VI-4-(5)	A自己統制力の形成についての理解	4.1	32.7	52.5	10.7	2.70	0.3	0.8	25.6	73.2	3.72	11.8	20.4	44.3	23.5	2.80	1.02
V-5-(1)	A支援効果の客観的把握と検証	4.2	30.1	52.7	13.0	2.75	0.4	1.1	24.7	73.8	3.72	6.7	13.2	67.7	12.4	2.86	0.97
VI-4-(6)	A共感性の形成についての理解	3.4	26.1	58.0	12.5	2.80	0.3	0.6	25.9	73.1	3.72	11.4	20.5	44.0	24.1	2.81	0.92
VI-4-(3)	A言語コミュニケーションの形成	2.7	26.1	56.9	14.3	2.83	0.4	0.8	24.7	74.1	3.72	11.2	19.3	46.0	23.5	2.82	0.90
III-2-(2)	A規則やルール・特別なプログラム	5.0	25.5	50.1	19.4	2.84	0.3	2.3	22.9	74.5	3.72	7.7	16.6	57.0	18.6	2.87	0.88
IX-1-(2)	A専門性の向上・自己研鑽	1.8	23.3	54.8	20.1	2.93	0.5	1.3	23.3	74.9	3.72	17.1	12.7	35.5	34.6	2.88	0.79
IX-1-(2)	A権利侵害の防止・利益の最優先	1.1	13.9	60.5	24.4	3.08	0.3	1.5	24.6	73.6	3.72	13.8	14.3	46.2	25.6	2.84	0.63
V-3-(2)	Aオーダーメイドの自立支援計画の策定	6.0	34.4	48.8	10.8	2.64	0.3	1.7	24.5	73.5	3.71	6.7	18.1	58.4	16.8	2.85	1.07
IV-2-(5)	A子どもの発するサインを見分け対応	3.5	33.8	51.1	11.6	2.71	0.3	1.5	25.2	73.0	3.71	8.8	19.7	43.1	28.4	2.91	1.00
VI-4-(4)	A認知能力問題解決能力の発達	3.6	31.2	54.0	11.1	2.73	0.4	1.0	25.9	72.6	3.71	11.2	19.9	46.7	22.3	2.80	0.98
V-5-(2)	A再アセスメントと支援計画見直し	4.2	28.5	53.0	14.3	2.77	0.3	1.4	24.9	73.4	3.71	6.9	13.5	66.8	12.8	2.86	0.94
VI-4-(7)	A道徳性の形成についての理解	2.7	26.0	58.6	12.7	2.81	0.3	1.1	25.9	72.7	3.71	11.6	19.5	45.1	23.8	2.81	0.90
IX-1-(6)	A人間性・専門性を養う	2.6	25.1	58.2	14.1	2.84	0.3	1.7	24.8	73.3	3.71	22.2	14.3	40.0	23.5	2.65	0.87
VIII-1-(3)	A教育機関との協働体制の構築	3.6	24.6	50.8	20.9	2.89	0.3	2.0	24.5	73.2	3.71	7.2	23.8	54.5	14.5	2.76	0.82
IX-1-(1)	Aプレイバイシーン・自己決定と主体性	0.7	13.5	59.0	26.8	3.12	0.2	1.7	25.2	72.9	3.71	12.2	14.4	45.7	27.6	2.89	0.59
V-2-(3)	A生活する地域社会の環境の把握	3.8	34.2	49.2	12.8	2.71	0.4	2.0	24.6	73.0	3.70	6.2	17.7	56.2	19.9	2.90	0.99
III-3-(4)	A被措置児童等虐待のメカニズム等	4.8	31.2	49.5	14.5	2.74	0.2	2.1	25.6	72.1	3.70	10.0	17.3	57.2	15.5	2.78	0.96
IV-2-(6)	A段階に応じたコミュニケーション	3.2	30.9	52.9	13.0	2.76	0.3	1.6	25.5	72.6	3.70	8.7	19.8	43.0	28.5	2.91	0.95
IX-1-(1)	A子どもの生い立ちの整理・寄り添い	3.7	28.5	53.7	14.0	2.78	0.5	1.8	25.1	72.7	3.70	15.5	15.3	45.2	24.0	2.78	0.92
IX-1-(1)	A利益を優先し社会的養護を实践	2.9	26.5	55.3	15.3	2.83	0.2	2.4	24.8	72.6	3.70	20.8	17.2	39.5	22.5	2.64	0.87
IV-3-(2)	A注意欠陥多動性障害についての理解	2.0	26.0	58.0	14.0	2.84	0.3	2.0	24.9	72.8	3.70	10.8	21.7	40.1	27.4	2.84	0.86
V-6-(2)	A職員自らも対象化し、客観的に記載	2.9	23.0	53.7	20.5	2.92	0.4	1.4	25.8	72.4	3.70	4.2	13.2	62.4	20.2	2.99	0.79
VI-3-(4)	A作業支援についての理解	2.0	16.6	58.5	22.9	3.02	0.1	1.0	27.2	71.7	3.70	6.7	13.2	64.6	15.5	2.89	0.68
IX-1-(1)	A人権を尊重する態度の保持	1.0	14.0	58.8	26.1	3.10	0.3	1.0	26.5	72.1	3.70	13.8	13.9	40.9	31.5	2.90	0.60
IV-3-(6)	A心的外傷後ストレス障害の理解	5.7	39.4	44.8	10.1	2.59	0.3	2.4	25.5	71.8	3.69	11.3	22.6	39.1	26.9	2.82	1.10
VIII-2-(2)	A保護者・家族との信頼関係構築	4.9	31.6	49.6	13.8	2.72	0.4	1.5	26.5	71.6	3.69	11.3	24.1	45.7	18.9	2.72	0.97
II-2-(2)	A自立支援についての基本的な考え方	3.4	25.5	55.7	15.4	2.83	0.6	2.0	25.6	71.8	3.69	14.1	12.6	50.8	22.5	2.82	0.86
IX-1-(8)	A子どもの権利擁護と仕組みの理解	1.6	25.2	57.6	15.7	2.87	0.4	2.0	26.1	71.5	3.69	20.8	15.8	39.7	23.8	2.66	0.81

Ⅲ-3-(3)	A入所児童からの意見表明	2.7	25.2	52.8	19.3	2.89	0.4	1.9	26.4	71.3	3.69	7.0	15.1	61.4	16.5	2.88	0.80
Ⅲ-4-(1)	A施設の理念や方針に基づいた支援	2.2	19.9	59.0	18.9	2.95	0.2	2.1	26.7	71.0	3.69	4.3	9.5	70.1	16.1	2.98	0.74
Ⅳ-3-(3)	A学習支援についての理解	1.5	18.5	59.2	20.9	2.99	0.1	1.3	27.6	71.0	3.69	6.5	12.5	65.3	15.7	2.90	0.70
Ⅳ-1-(7)	Aモデルとなるような自立した生活	1.7	16.3	58.5	23.5	3.04	0.6	1.5	26.6	71.3	3.69	13.1	10.3	38.3	38.4	3.02	0.65
Ⅳ-3-(5)	Aアタッチメント障害についての理解	7.0	38.9	44.7	9.4	2.57	0.2	2.8	25.6	71.4	3.68	10.0	22.7	39.9	27.4	2.85	1.12
Ⅳ-4-(8)	A自己感の形成についての理解	4.3	33.7	52.0	10.0	2.68	0.5	1.6	27.0	70.9	3.68	11.9	20.2	44.4	23.5	2.79	1.01
Ⅳ-2-(8)	A家族の持つ資源の重要性への理解	4.6	33.0	48.8	13.6	2.71	0.3	1.4	28.4	69.9	3.68	11.0	23.5	46.3	19.2	2.74	0.96
Ⅳ-3-(1)	A自閉症スペクトラムについての理解	4.1	31.5	51.8	12.6	2.73	0.2	2.7	25.7	71.4	3.68	10.9	21.5	40.3	27.3	2.84	0.96
Ⅳ-3-(3)	A学習障害についての理解	3.2	29.5	54.7	12.7	2.77	0.2	2.4	26.7	70.7	3.68	10.4	21.1	40.1	28.5	2.87	0.91
Ⅳ-3-(4)	A知的障害についての理解	3.3	25.6	54.4	16.7	2.84	0.2	2.3	26.9	70.6	3.68	10.2	21.6	38.8	29.4	2.87	0.83
Ⅳ-2-(3)	A施設全体の雰囲気についての理解	2.0	17.9	59.3	20.8	2.99	0.1	1.6	29.0	69.3	3.68	8.0	11.1	62.1	18.9	2.92	0.69
Ⅳ-2-(1)	A枠組みのある生活についての理解	2.4	15.8	57.0	24.8	3.04	0.1	2.7	26.1	71.1	3.68	8.9	15.2	57.0	18.9	2.86	0.64
Ⅴ-1-(2)	A退所後必要な社会資源の活用	9.1	40.1	41.0	9.8	2.51	0.3	2.0	28.1	69.6	3.67	10.8	23.2	47.7	18.2	2.73	1.16
Ⅳ-3-(9)	Aそれぞれの特性と問題の具極め	6.2	41.1	44.8	7.9	2.54	0.2	2.5	27.1	70.2	3.67	11.9	22.0	40.9	25.3	2.80	1.13
Ⅳ-3-(7)	A二次障害についての理解	6.6	40.5	43.2	9.8	2.56	0.2	2.9	26.8	70.1	3.67	11.1	21.8	39.6	27.4	2.83	1.11
Ⅳ-2-(1)	A家族の支援の必要性への理解	4.4	28.9	52.2	14.5	2.77	0.4	2.4	26.8	70.3	3.67	11.5	22.7	46.2	19.6	2.74	0.90
Ⅳ-1-(2)	A社会的養護全体から実践をとらえる	3.2	29.4	54.8	12.6	2.77	0.3	2.1	28.3	69.3	3.67	22.3	17.1	38.9	21.7	2.60	0.90
Ⅳ-2-(9)	A自立支援計画への理解	2.8	31.0	50.4	15.8	2.79	0.3	1.9	28.6	69.2	3.67	10.1	21.0	53.3	15.6	2.74	0.88
Ⅳ-2-(1)	A児童自立支援施設運営指針の理解	3.6	28.1	53.0	15.2	2.80	0.6	2.9	25.4	71.1	3.67	14.2	11.9	51.2	22.8	2.83	0.87
Ⅳ-1-(2)	A発達の特異性や発達過程の理解	2.9	30.7	51.7	14.7	2.78	0.4	2.2	28.3	69.1	3.66	9.9	19.2	38.1	32.7	2.94	0.88
Ⅳ-1-(5)	A支援者としての資質の向上	2.2	26.7	56.4	14.7	2.84	0.6	1.9	28.2	69.3	3.66	23.2	15.0	37.0	24.8	2.63	0.83
Ⅳ-4-(2)	A相互の納得と合意を基本とした支援	2.8	22.4	59.1	15.7	2.88	0.2	1.6	30.0	68.2	3.66	5.4	11.1	66.4	17.1	2.95	0.79
Ⅳ-1-(7)	A障害の理解・医療機関との連携	5.2	29.7	49.0	16.1	2.76	0.2	2.3	30.0	67.5	3.65	9.4	25.8	48.3	16.5	2.72	0.89
Ⅳ-2-(6)	A尊重した交流の必要性への理解	3.4	28.4	52.5	15.6	2.80	0.5	2.3	29.2	68.0	3.65	9.9	23.6	45.1	21.4	2.78	0.84
Ⅳ-2-(3)	A懲戒の考え方や乱用防止	5.8	25.6	47.2	21.4	2.84	0.4	2.6	28.1	68.8	3.65	10.3	16.4	55.0	18.2	2.81	0.81
Ⅳ-1-(2)	A関係機関との信頼関係の構築	2.5	23.8	54.0	19.7	2.91	0.3	2.4	29.1	68.2	3.65	11.5	17.2	50.7	20.6	2.80	0.74
Ⅳ-2-(7)	A保護者・家族のアセスメントの方法	5.7	35.6	47.5	11.2	2.64	0.4	2.8	29.6	67.2	3.64	11.4	24.0	45.2	19.4	2.73	0.99
Ⅳ-3-(4)	A具体的な方法を用いる際の危機管理	6.1	34.9	46.1	12.8	2.66	0.4	2.5	29.7	67.4	3.64	10.7	21.8	51.6	15.9	2.73	0.98

I-1-1- (1)	A社会的養護の概念規定	2.7	28.8	58.1	10.4	2.76	0.3	3.1	29.1	67.5	3.64	13.5	10.9	42.1	33.5	2.96	0.88
Ⅷ-2- (5)	A養育の伴走者となることへの理解	4.0	30.2	51.4	14.5	2.76	0.4	2.2	30.6	66.8	3.64	10.2	23.4	46.9	19.6	2.76	0.87
Ⅸ-1-(9)	A権利は発達・成長に不可欠	3.0	26.3	56.6	14.0	2.82	0.4	3.1	28.4	68.1	3.64	20.2	14.5	40.9	24.5	2.70	0.82
Ⅶ-2- (2)	A基本的欲求の充足についての理解	2.9	20.3	58.2	18.6	2.93	0.1	2.6	30.4	66.9	3.64	9.4	12.4	56.4	21.8	2.90	0.72
Ⅶ-3- (1)	A総合的・的確なアセスメントの実践	7.4	44.1	40.2	8.4	2.49	0.3	2.8	30.2	66.6	3.63	13.0	23.3	47.8	15.9	2.67	1.14
Ⅶ-5- (2)	A生活場面面接の治療的養育の技術	8.1	43.2	39.6	9.1	2.50	0.4	3.0	29.8	66.8	3.63	16.3	22.7	44.3	16.7	2.61	1.13
V-1-1- (1)	A特別な保護及び援助の必要性の把握	8.6	41.8	40.4	9.2	2.50	0.3	3.7	28.3	67.6	3.63	11.8	24.1	46.2	17.9	2.70	1.13
Ⅸ-1-(3)	A実践と社会的養護の基本理念の合致	3.5	33.7	52.9	9.9	2.69	0.5	2.9	30.1	66.5	3.63	20.2	17.2	40.0	22.5	2.65	0.93
Ⅷ-3- (3)	A施設における家庭環境調整の方法	7.1	30.8	45.8	16.3	2.71	0.4	3.1	29.1	67.3	3.63	9.6	21.5	54.0	14.9	2.74	0.92
Ⅲ-1- (2)	A子どもの最善の利益について	3.9	28.5	52.1	15.5	2.79	0.2	4.0	28.2	67.7	3.63	15.1	15.3	39.2	30.4	2.85	0.84
Ⅸ-1-(4)	A社会養護の課題解決への努力	2.7	27.7	54.6	15.0	2.82	0.3	2.9	29.8	66.9	3.63	20.0	14.6	40.9	24.6	2.70	0.82
Ⅸ-1-(1)	A職員より子どもはもっと辛い	3.6	22.6	54.9	18.9	2.89	0.8	3.3	28.5	67.3	3.62	14.1	12.5	42.2	31.1	2.90	0.73
VⅢ-1- (6)	A様々な施設・里親等の役割と機能	5.9	34.9	45.5	13.6	2.67	0.1	3.4	31.0	65.4	3.62	9.4	26.8	48.1	15.7	2.70	0.95
Ⅳ-5- (1)	A貧困、虐待、DV等とその影響	4.0	31.0	51.0	13.9	2.75	0.1	3.4	31.3	65.2	3.62	12.1	23.6	37.8	26.5	2.79	0.87
Ⅶ-5- (1)	A治療的養育・そのあり方	7.9	45.0	39.0	8.1	2.47	0.7	3.5	29.5	66.2	3.61	16.5	22.6	44.2	16.7	2.61	1.14
Ⅶ-1- (1)	A家庭環境調整の意味と必要性	8.1	36.6	44.0	11.2	2.58	0.4	2.6	32.7	64.3	3.61	13.8	26.3	41.6	18.3	2.64	1.02
Ⅳ-3- (8)	Aてんかん等の病気についての理解	6.3	36.3	44.4	12.9	2.64	0.4	4.4	28.8	66.5	3.61	10.2	21.5	39.6	28.7	2.87	0.97
Ⅲ-3- (2)	A苦情解決の実施方法・手続き	6.0	34.0	44.6	15.4	2.69	0.3	2.5	33.2	64.0	3.61	6.7	15.5	61.3	16.6	2.88	0.92
Ⅳ-1- (1)	A発達の道すじについての理解	3.0	29.3	53.4	14.3	2.79	0.5	2.6	32.0	64.9	3.61	9.3	17.1	38.4	35.2	2.99	0.82
Ⅶ-1- (4)	Aアフターケアについての理解	4.7	26.7	51.5	17.2	2.81	0.1	3.0	32.4	64.5	3.61	10.5	19.8	49.8	19.9	2.79	0.80
I-1- (3)	A社会的養護の体系	2.3	18.7	54.5	24.6	3.01	0.2	2.8	33.2	63.8	3.61	11.8	13.8	40.5	33.9	2.96	0.69
Ⅳ-5- (4)	A養育環境とその影響から生じる行動	6.8	38.9	44.9	9.3	2.57	0.3	3.1	32.4	64.2	3.60	11.9	23.5	41.4	23.2	2.76	1.04
VⅢ-1- (4)	A要保護児童対策地域協議会への理解	9.1	37.3	41.0	12.6	2.57	0.4	3.6	31.4	64.5	3.60	7.9	25.8	50.7	15.5	2.74	1.03
Ⅳ-5- (3)	A養育環境とその影響のアセスメント	7.0	36.9	46.5	9.6	2.59	0.2	2.7	33.9	63.2	3.60	11.1	23.1	42.8	23.0	2.78	1.01
Ⅶ-2- (4)	A対象者家族の歴史・社会の把握	4.1	34.5	49.3	12.1	2.69	0.3	2.5	33.7	63.5	3.60	10.7	23.5	45.3	20.5	2.76	0.91
Ⅲ-3- (6)	A自施設の独自の取り組みの実践理解	3.4	26.3	51.3	18.9	2.86	0.4	3.1	32.6	63.9	3.60	5.5	11.8	67.6	15.0	2.92	0.74
Ⅶ-6- (1)	A年長児童の自立支援のあり方	11.3	38.0	39.8	11.0	2.50	0.4	3.7	32.1	63.7	3.59	13.8	22.1	45.3	18.9	2.69	1.09
VⅢ-1- (8)	A家庭裁判所の理解・少年審判	7.9	36.7	41.0	14.4	2.62	0.1	3.5	33.5	62.9	3.59	8.6	26.8	46.1	18.4	2.74	0.97

Ⅲ-3-	A第三者評価の実施意義	4.9	28.9	50.0	16.2	2.77	0.3	3.6	32.6	63.4	3.59	8.3	15.6	61.6	14.5	2.82	0.82
I-1-	A社会的養護の定義	2.7	26.8	55.4	15.1	2.83	0.3	3.8	32.7	63.1	3.59	14.4	11.6	40.7	33.3	2.93	0.76
IV-2-	Aノーシャルスキル・トレーニング	9.1	41.5	41.2	8.2	2.48	0.6	3.8	32.0	63.6	3.56	9.9	21.5	42.6	26.0	2.85	1.10
Ⅲ-2-	A支障上の権利制約や保護の考え方	8.5	36.9	44.5	10.1	2.56	0.3	3.5	33.9	62.2	3.58	11.8	18.0	48.6	21.5	2.80	1.02
Ⅲ-3-	A支障における子どもの権利保護	6.3	36.0	45.5	12.1	2.63	0.4	3.3	33.6	62.6	3.58	8.7	15.9	58.4	17.0	2.84	0.95
IV-2-	A発達段階に応じた発達課題の理解	4.4	34.8	49.4	11.4	2.68	0.3	3.0	35.1	61.6	3.58	10.1	17.0	36.7	36.2	2.99	0.90
IV-2-	A第二次性徴についての理解	3.7	31.9	51.3	13.1	2.74	0.3	2.8	35.8	61.1	3.56	9.7	16.9	36.9	36.6	3.00	0.84
Ⅲ-1-	A子どもの権利の概念規定・根拠法令	6.2	40.4	44.2	9.1	2.56	0.1	5.1	32.2	62.6	3.57	14.9	15.1	39.1	31.0	2.86	1.01
IV-5-	A養育者の価値観とその影響	5.3	36.0	47.8	10.9	2.64	0.3	2.8	36.3	60.6	3.57	11.4	22.7	40.6	25.3	2.80	0.93
IV-2-	A一般的な発達段階についての理解	3.7	29.1	53.1	14.1	2.78	0.2	3.4	35.4	61.0	3.57	9.6	16.9	36.2	37.4	3.01	0.80
VⅢ-1-	A生活保護法・精神福祉法の理解	8.1	41.0	39.9	11.0	2.54	0.2	4.0	35.0	60.8	3.56	8.0	26.6	48.1	17.2	2.75	1.03
Ⅲ-1-	A子どもの権利と義務の関係について	7.7	39.0	43.5	9.9	2.56	0.4	4.5	33.7	61.4	3.56	15.0	16.5	38.2	30.3	2.84	1.01
IV-5-	A健全育成の相談対応と助言指導	8.4	43.5	38.4	9.7	2.49	0.5	4.1	35.2	60.2	3.55	11.3	24.5	41.1	23.1	2.76	1.06
VⅢ-1-	Aファミリー・ソーシャルワーカー役割	10.3	38.7	40.4	10.6	2.51	0.6	4.3	34.4	60.7	3.55	13.6	26.8	41.4	18.2	2.64	1.04
VI-1-	Aリーベンゲアについての理解	10.5	33.5	42.1	13.8	2.59	0.4	4.6	34.2	60.8	3.55	11.9	19.7	47.6	20.7	2.77	0.96
VⅢ-2-	A現代家族の特徴・機能への理解	5.1	37.9	46.4	10.6	2.63	0.4	4.1	35.2	60.3	3.55	11.9	25.4	40.4	22.2	2.73	0.93
Ⅲ-2-	A教育権と学習権の保障	7.4	36.1	43.6	13.0	2.62	0.3	4.6	35.0	60.1	3.55	11.3	16.4	50.5	21.9	2.83	0.93
VⅢ-1-	A少年院・少年鑑別所の理解	10.8	44.0	34.5	10.7	2.45	0.6	3.7	36.6	59.0	3.54	10.6	27.2	44.1	18.1	2.70	1.09
IV-2-	A発達に関する各種理論の理解	5.4	42.4	42.0	10.2	2.57	0.2	3.9	37.7	58.2	3.54	10.1	17.4	37.2	35.3	2.98	0.97
I-2-	A社会的養護の現状	4.5	33.6	52.3	9.6	2.67	0.3	5.1	34.6	60.0	3.54	18.8	18.4	36.7	26.1	2.70	0.87
Ⅲ-1-	A子どもの権利条約及び4つの権利	13.3	43.9	33.6	9.1	2.39	0.3	5.9	34.7	59.1	3.53	16.4	14.6	36.7	32.3	2.85	1.14
VI-1-	Aインケアについての理解	14.8	34.2	39.3	11.7	2.48	0.5	5.0	35.0	59.5	3.53	12.0	19.7	47.5	20.8	2.77	1.06
Ⅲ-1-	A家庭環境調整に関する根拠法令	13.6	47.3	32.7	6.4	2.32	0.5	4.7	37.2	57.6	3.52	13.9	27.0	39.2	19.8	2.65	1.20
VⅢ-3-	A支援ツールを用いた介入の実践	12.8	48.5	30.9	7.7	2.34	0.8	5.1	35.0	59.1	3.52	13.3	25.3	44.8	16.6	2.65	1.19
Ⅲ-1-	A子ども意見表明権について	12.0	43.1	35.1	9.8	2.43	0.4	6.2	34.7	58.7	3.52	15.5	14.7	38.6	31.2	2.86	1.09
VI-1-	Aアドミッションケアについての理解	17.1	39.0	34.1	9.8	2.37	0.7	5.8	35.2	58.3	3.51	12.1	19.3	47.8	20.9	2.77	1.14
Ⅲ-2-	A関連法令から見た自立支援の理念	10.1	47.7	36.6	5.6	2.38	0.5	5.1	37.0	57.4	3.51	16.5	13.2	46.7	23.6	2.77	1.14
I-2-	A社会的養護の課題と将来像	9.3	46.8	37.6	6.3	2.41	0.4	5.3	37.4	56.9	3.51	21.1	20.2	33.5	25.3	2.63	1.10

Ⅲ-4-(3)	A権利擁護に関わる職員研修の必要性	11.1	40.0	39.9	9.0	2.47	0.7	4.3	38.4	56.6	3.51	10.1	17.5	52.6	19.7	2.82	1.04
I-3-(1)	A少年法と児童福祉法	10.6	50.3	32.9	6.2	2.35	0.4	5.2	36.3	56.1	3.50	16.2	18.5	34.6	30.8	2.80	1.15
VⅢ-2-(7)	Aネットワーキングの構築の理解と実践	13.2	44.3	35.0	7.6	2.37	0.6	6.9	34.2	58.3	3.50	14.0	25.2	43.4	17.4	2.64	1.13
Ⅲ-1-(3)	A日本国憲法と子どもの権利の関係	7.1	39.6	44.0	9.3	2.56	0.5	6.3	36.3	56.8	3.49	16.1	15.1	36.5	32.3	2.85	0.94
Ⅲ-2-(5)	A広告権と手続きについて	16.1	44.1	31.1	8.7	2.32	0.5	5.8	38.7	54.9	3.48	11.1	19.0	46.3	23.6	2.82	1.16
I-2-(3)	A社会的養護の基本理念と原理	11.6	50.5	33.0	4.9	2.31	0.5	6.2	36.8	54.5	3.47	18.4	20.2	36.4	25.0	2.68	1.16
VⅢ-1-(10)	A警察への理解・非行防止活動の参加	14.6	46.6	31.0	7.7	2.32	0.6	6.8	37.1	55.4	3.47	9.5	26.4	46.0	18.1	2.73	1.16
Ⅱ-2-(4)-7	A各支援形態の基本的な考え方の理解	6.9	33.2	46.9	13.1	2.66	0.4	6.8	37.8	55.0	3.47	15.5	14.6	46.2	23.7	2.78	0.81
Ⅳ-4-(3)	A発達検査や心理検査の結果の読解	13.8	45.6	32.4	8.2	2.35	0.6	7.5	37.1	54.8	3.46	11.3	20.8	40.4	27.5	2.84	1.11
Ⅸ-1-(2)	A地域住民として地域との連携	7.6	39.4	42.4	10.7	2.56	0.8	7.0	37.6	54.6	3.46	13.1	17.2	49.8	19.8	2.76	0.90
Ⅱ-2-(4)-1	A夫婦制、交代制、単独・併立制支援	6.9	32.6	46.5	14.0	2.67	0.6	6.7	39.5	53.2	3.45	17.4	16.0	42.9	23.8	2.73	0.78
VⅢ-1-(11)	Aその他の相談機関の役割・機能	13.9	48.6	30.9	6.5	2.30	0.4	7.8	39.3	52.5	3.44	10.5	27.8	44.0	17.6	2.69	1.14
VⅢ-2-(6)	A子どもが戻る地域の関係機関の理解	13.2	48.4	32.0	6.3	2.31	0.9	7.7	37.5	53.9	3.44	12.6	27.3	41.9	18.1	2.66	1.13
Ⅸ-1-(2)	A全てのもが生き生きと暮らす地域	8.5	38.9	44.1	8.5	2.53	1.5	7.3	37.0	54.3	3.44	13.9	17.9	46.5	21.7	2.76	0.91
Ⅲ-2-(6)	A未成年後見人及び手続きについて	15.5	49.9	27.0	7.7	2.27	0.8	6.5	41.4	51.2	3.43	10.9	19.9	45.8	23.3	2.82	1.16
Ⅲ-2-(7)	A権利擁護に関わる連携機関について	20.0	49.7	25.0	5.3	2.16	0.6	8.0	40.0	51.4	3.42	13.5	22.0	43.9	20.6	2.72	1.27
I-3-(3)	A社会福祉法、生活保護法等との関連	13.8	52.4	28.6	5.2	2.25	0.4	7.6	41.5	50.5	3.42	16.6	19.7	34.2	29.6	2.77	1.17
VⅢ-2-(3)	A施設近隣事務所での職場実習	14.7	34.3	37.0	14.1	2.50	0.5	7.7	40.7	51.0	3.42	7.3	21.1	54.1	17.5	2.82	0.92
Ⅳ-4-(1)	A発達の規定要因や性格についての理解	9.6	50.2	34.2	5.9	2.36	0.5	8.2	41.4	49.9	3.41	11.9	20.3	35.1	32.7	2.89	1.04
I-2-(4)	A施設運営指針と里親養育指針の内容	15.2	49.7	29.7	5.4	2.25	0.6	7.8	42.4	49.2	3.40	17.3	22.1	33.4	27.3	2.71	1.15
I-3-(2)	A子育て支援サービスと社会的養護	13.1	52.0	29.6	5.3	2.27	0.3	9.5	42.6	47.6	3.38	14.1	21.8	34.0	30.1	2.80	1.10
VⅢ-2-(1)	Aコミュニケーションの概念・実践理解	14.2	48.6	30.9	6.3	2.29	0.6	9.8	41.6	48.0	3.37	13.3	23.9	43.5	19.4	2.69	1.08
Ⅳ-4-(2)	A遺伝と環境の関係についての理解	13.0	47.6	32.6	6.9	2.33	0.5	10.1	41.0	48.4	3.37	11.9	21.3	34.8	32.1	2.87	1.04
VⅢ-2-(4)	A子どもをボランティアに参加	15.8	38.5	34.7	10.9	2.41	0.9	9.0	42.1	48.0	3.37	7.9	20.9	52.4	18.7	2.82	0.96
Ⅱ-1-(1)-1	A先駆者の講義や事例報告からの理解	10.4	37.5	42.9	9.2	2.51	1.3	9.7	43.2	45.9	3.34	15.5	15.9	42.8	25.8	2.79	0.93
VⅢ-2-(2)	A地域住民として地域活動への参加	17.7	44.2	31.0	7.1	2.27	0.9	12.4	40.5	46.2	3.32	8.4	21.9	48.6	21.1	2.82	1.05
Ⅱ-1-(1)-7	A格言集、参考文献等からの理解	10.0	37.6	42.9	9.5	2.52	1.1	10.6	44.3	43.9	3.31	13.8	14.3	41.7	30.2	2.88	0.79
I-1-(4)	A社会的養護の歴史概観	8.6	42.1	41.0	8.3	2.49	0.6	13.5	45.6	40.3	3.26	14.3	14.3	31.7	39.7	2.97	0.77

VIII-2- (5)	A地域住民に対するサービス	25.8	44.8	24.3	5.1	2.09	1.3	15.1	41.5	42.1	3.24	10.7	22.9	47.5	18.8	2.75	1.16
II-1- (2)	A児童自立支援施設の歴史・沿革	6.9	34.2	48.5	10.4	2.62	1.5	12.9	45.4	40.2	3.24	17.2	12.7	37.6	32.6	2.86	0.62
I-3- (4)	A諸外国における社会的養護	40.9	46.0	10.8	2.3	1.74	4.8	28.0	39.9	27.4	2.90	27.7	15.6	20.8	35.9	2.65	1.15